

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		視聴覚ライブラリー資料及び機材の貸出し許可
根拠条例・規則名		さいたま市立視聴覚ライブラリー条例
条 項		第6条から第8条
所 管 部 課		教育委員会事務局 中央図書館 北図書館 (電話：048-669-6111)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	以下の要件を全て満たすこと。 (1) 市内の学校、社会教育関係団体、公共団体、またはこれに準じる団体であること。 (2) 団体貸出登録申請がされていること。 (3) 営利を目的として利用しないこと。
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	即日
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		